

貸借対照表の公告に関する規定が施行（H30年10月1日）されます

【定款変更の手続きをお願いします】

H29.12

平成28年6月のNPO法（以下「法」という。）改正については、既に御案内のとおりですが、新たに追加された「貸借対照表の公告及びその方法（法第28条の2関係）」に関する規定の施行期日が平成30年10月1日に決まりました。

定款に定める公告の方法を「官報に掲載」としている場合、貸借対照表の公告までに定款変更を行わないと「貸借対照表の公告を官報で行う」とこととなり、官報掲載に係る費用が発生することとなります。

そこで、法改正に伴い現在の定款で定めている公告の方法を変更する場合は、以下の内容を参考に定款変更手続きを行ってください。

1. 定款変更（定款変更届出の場合）の方法

- ・下記の1～3の書類を所轄庁（県又は市町・※1）御提出ください。
- 1 定款変更届出書（県又は市町の定める様式・※2） 1部
- 2 定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
- 3 変更後の定款 2部

2. 貸借対照表の公告に関する概要

- ・今回の法改正は、NPO法人が自ら貸借対照表の公告を行うことで、毎年行っている法務局での資産の総額の変更登記を不要とするものです。組合等登記令については平成30年10月1日までに終わる予定です。
- ・貸借対照表の公告に関する規定は平成30年10月1日から施行されるため、定款変更を行う場合は、遅くとも平成30年9月30日までに社員総会で定款変更を決議し、その後遅滞なく所轄庁（県又は市町）まで定款変更届出書を提出してください。

※1 所轄庁

栃木県では県内の全市町に法に係る事務の権限の一部を移譲しております。

県内の一の市町にのみ事務所が所在する場合（県外にも事務所を有する場合は除く。）はその市町が書類の提出先になります。二以上の市町に所在する場合等は栃木県が書類の提出先となります。

※2 定款変更届出書

定款を変更するには、変更しようとする内容について所轄庁の認証を受けなければならない場合（定款変更認証申請）と、変更後に所轄庁に届け出る場合（定款変更届出書の提出）があります。いずれの場合も、社員総会の決議を経る必要があります（NPO法第25条）。

「公告の方法」のみを変更するのであれば定款変更届出書の提出となりますが、併せて他の箇所も変更する場合、その変更内容によっては所轄庁の認証を受けなければならないこともありますので御留意願います。

3. 定款変更届出書の記載例

・下記の内容を参考として記載してください（記載例では栃木県の様式を使用しています）。

別記様式第6号（第8条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子 ㊞
 電話番号 028-623-3422

登記してある法人の
印を押してください。

定 款 変 更 届 出 書

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更の内容	変 更 前	変 更 後
	（公告の方法） 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	（公告の方法） 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u>
	変更部分がわかるように下線を引いてください。	
	貸借対照表の公告方法は、法人のホームページに掲載する以外にも内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する方法や、主たる事務所の掲示場に掲示する方法（※3）などがあります。	
変更の理由	特定非営利活動促進法の改正により、貸借対照表の公告方法を別に定める必要があるため	
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	定款変更を決議した社員総会の日を記載してください
その他の事務所の所在地	その他の事務所がある場合は、すべての事務所の所在地を記載してください。	

備考 「変更の内容」の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにして記載すること。

※3 貸借対照表の公告方法

貸借対照表の公告の方法は次の(1)～(4)の方法のうちから定款で定めることとなります。

- (1) 官報に掲載する方法(法第28条の2第1項第1号)
- (2) 日刊新聞紙に掲載する方法(同項第2号)
- (3) 電子公告(法人のホームページのほか、内閣府 NPO 法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。)(同項第3号)
- (4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法(同項第4号)

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載例については下記の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例
第1号 (官報)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第2号 (日刊新聞紙)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第3号 (電子公告)	【記載例1：法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例2：内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
	【記載例3：事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第4号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※費用の発生しない第3号又は第4号の方法をお薦めいたします。

4. 社員総会の議事録（作成例）

・下記の内容を参考として作成してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 〇〇総会議事録

通常又は臨会

- 1 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場 所 栃木県〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 出席者数 社員総数〇〇名のうち〇〇人出席（うち表決委任者〇名、書面表決者〇名）
- 4 審議事項

表決委任者、書面表決者等がある場合は、それがわかるように記載します。

- (1) 定款の変更について
- (2) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の事業計画書について
- (3) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の活動予算書について
- (4) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者〇〇〇〇が開会を宣言し、本日の〇〇総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の〇〇総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両名が議事録署名人に選任された。

(1) 定款の変更について

議長は、「定款（案）」を〇〇〇〇に朗読させるとともに、その内容を説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(2) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の事業計画書について

議長は、「事業計画書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(3) 定款の変更の日の属する事業年度（〇年度）及び翌年度（〇年度）の活動予算書について

議長は、「活動予算書（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で、原案のとおり可決決定された。

(4) 申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任について

議長は、「申請書類の字句の修正の〇〇〇〇への委任（案）」について〇〇〇〇に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決決定された。

以上をもって〇〇総会の議案全部の審議を終了したので、議長は〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印(※)する。

平成〇年〇月〇日

議長 ○○○○ 印

議事録署名人 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

※定款で「署名、押印」と定めている場合。

代表者による原本証明（奥書） 法人印

原本は法人で保管すべきものです。原本をコピーしたものに次のように奥書をし、法人印を押して
県（権限移譲市町）に提出してください。

これは、〇〇総会の議事録の謄本であることに相違ありません。

平成〇年〇月〇日

特定非営利活動法人○○○○ 代表者 ○○○○ 法人印

5. 定款の附則（記載例）

・下記の内容を参考として記載してください。

既に定められている附則は変更しません

附 則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 栃木花子
副理事長 ○○○○
理 事 ○○○○
監 事 ○○○○
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、・・・・・・とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、・・・・・・とする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、・・・・・・とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、・・・・・・とする。

附 則

この定款は所轄庁の認証のあった平成□年□月□日から施行する。

定款変更（届出）に伴い、新たに追加する部分

附 則

この定款は総会の議決のあった平成〇年〇月〇日から施行する。

6. 貸借対照表を公告する年度と時期について

- ・以下の内容を参考としてください。

【事業年度を4月1日から3月31日と定める法人の場合】

年度	法務局での登記 (決算後3ヶ月以内)	貸借対照表の公告 (作成後遅滞なく)
H29年度(H28年度決算)	要	H29年度総会で定めた場合は要
H30年度(H29年度決算)	要	要(決算後又はH30年10月1日)
H31年度(H30年度決算)	不要	要(作成後遅滞なく)

問い合わせ先

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室

TEL 028-623-3422 FAX 028-623-2121

E-mail kyodo@pref.tochigi.lg.jp